

一般社団法人日本ゴールボール協会
会員等の位置付け及び会費に関する細則

平成27年3月22日 決 定

1 会員の位置づけ

(1) 定款第3章会員の項

(法人の構成員)

・第6条 この法人に、次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、「一般法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

・第7条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申し込み書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

・第9条 会員は、退会届を提出することにより任意にいつでも退会することができる。

(除名)

・第10条 社員総会において正会員の3分の2以上の同意を得て、会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

・第11条 会員は、以下の各号に該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 第9条の会費納入を3年以上履行しなかったとき

(2) 総会員が同意したとき

(3) 当該会員が成年後見人又は被保佐人となったとき

(4) 当該会員が死亡したとき、又は法人が解散したとき

(2) 定款第4章社員総会の項

(構成)

・第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

- ・第14条 社員総会は、次の各事項について決議する。
(・会員の除名・理事及び監事の選任又は解任・理事及び監事の報酬等の額・計算書類等の承認・年度の事業報告、定款の変更・解散・その他社員総会で決議するものとして一般法人法及び定款で定められた事項等)

2 会 費

(会費等の納入)

- ・第8条 前条の承認を得た者は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 規程の制定

- (1) 一般社団法人日本ゴールボール協会入会規則
- (2) 一般社団法人日本ゴールボール協会会費規則

附則

この細則は、平成27年3月22日から施行する。